政府労災保険給付と労災上積み補償制度の概要

労働者を使用する事業主は、働く方々が業務上の事由又は通勤によって被災された場合に、被災者や遺族を保護するために必要な保険給付を行う政府労災保険に加入することを義務付けられております。

このたび、政府労災保険の保険給付、特別支給金制度などの基本的な仕組みと労災事故事例による具体的な保険給付金額のほか、政府労災保険で給付されない和解等の給付額をカバーし、経営審査事項での加点対象である当会の労災上積み補償制度に加入している場合の給付額など、併せてとりまとめましたので、参考にしていただければ幸いです。

安心して働くことができる一助として労働福祉の充実に資する当会の労災上積み補償制度のご加入をおすすめいたします。

平成26年10月

（注）労災互助会の労災上積み制度は、平成25年4月より新制度に移行し補償内容が変更となっております。
本資料は変更後の補償内容となっております。
（契約始期が平成25年4月以降のご契約から新しい制度の補償内容となります）

内閣府認可

一般社団法人 全国建設業労災互助会

http://www.rousaigojyokai.or.jp/
〒101-0052　東京都千代田区神田小川町3ー7ー1　　ミツワ小川町ビル5F
Tel　03−3518−6551　　Fax　03−3518−6585

業務上災害・通勤災害が発生した場合の政府労災からの給付

区　分	給　付　の　内　容

Ⅰ 死亡の場合

（１）遺族（補償）年金・遺族特別支給金・遺族特別年金

遺族数（受給権者および受給権者と生計を同じくしている受給資格者の数）などに応じて、遺族（補償）年金、遺族特別支給金、遺族特別年金が支給されます。

なお、受給権者が２人以上あるときは、その額を等分した額がそれぞれの受給権者が受ける額となります。

遺族数	遺族（補償）年金	遺族特別支給金（一時金）	遺族特別年金
１　人	給付基礎日額の153日分（ただし、その遺族が55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分）	300万円	算定基礎日額の153日分（ただし、その遺族が55歳以上の妻または一定の障害状態にある妻の場合は算定基礎日額の175日分）
２　人	給付基礎日額の201日分		算定基礎日額の201日分
３　人	〃　223日分		〃　223日分
４人以上	〃　245日分		〃　245日分

船員については、労災保険給付に加え、船員保険から給付される場合もあります。

（２）遺族（補償）一時金

①被災労働者の死亡当時遺族（補償）年金を受ける遺族がいない場合

遺族（補償）一時金	遺族特別支給金	遺族特別一時金
給付基礎日額の1,000日分	300万円	算定基礎日額の1,000日分

②遺族（補償）年金の受給権者が最後順位者まですべてが失権したとき、受給権者であったご遺族の全員に対して支払われた年金の額および遺族（補償）年金前払一時金の額の合計額が給付基礎日額の1,000日分に満たない場合

遺族（補償）一時金	遺族特別支給金	遺族特別一時金
給付基礎日額の1,000日分から、すでに支給された遺族（補償）年金等の合計額を差し引いた金額	－	算定基礎日額の1,000日分から、すでに支給された遺族特別年金の合計額を差し引いた金額

（３）葬祭料

315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額と、給付基礎日額60日分のいずれか高い額

労災上積み補償制度（基本契約）の給付

この契約は、政府労災保険の給付対象となる業務災害又は通勤災害に対し、政府労災保険の上積み補償として、給付金を事業主を通じ当該労働者又はご遺族にお支払します。（災害付帯費用等の給付金は、事業主にお支払します。）

Ⅰ　死　亡

（1）給付対象者

加入期間中に行われる「元請・下請の全ての工事」で働く「全ての労働者」（下請労働者、アルバイト等を含む。）が対象となります。

継続事業（事務職等その他各種事業）は、直接雇用されている労働者のみが給付の対象となります。

（2）給付内容

①死亡給付金（死亡の場合被災者１名、１口あたり）

死　亡	800万円	最高６口まで加入可

②死亡災害付帯費用給付金

	加入口数		
	１～２口	３～４口	５～６口
死　亡	100万円	150万円	200万円

業務災害等が発生した場合、事業主が通常負担する費用（葬祭費、花代など）として事業主へ被災者１名につき、加入口数に応じて上記金額を一律支給します。

③事故解決費用等支援給付金

１名１災害	100万円（１口あたり）	最大600万円（６口）

業務災害等に伴う被災者やご遺族の方との損害賠償責任に関する解決のために支出される示談交渉、和解、訴訟の弁護士費用等及び賠償金について実費額に応じて支給されます（障害給付金が支給される場合にも適用されます）。

留意点

「遺族（補償）年金」のように、業務災害に係る給付（「遺族補償年金」）と通勤災害に係る年金（「遺族年金」）とを併せ表記しています。

労災保険とは異なり、葬祭料、花代等として事業主あてに支払われます。

業務上災害・通勤災害が発生した場合の政府労災からの給付

（１）用語解説

①受給権者

遺族補償年金は、すべての受給資格者に支給されるのではなく、受給資格者のうちで最も先の順位にある者（受給権者）にだけ支給されます（同順位の受給権者が数人いるときは、等分した額がそれぞれ支給されます。）。

1	妻（含む内縁） 60歳以上又は（一定）障害の夫
2	18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子又は（一定）障害の子（含む胎児）
3	60歳以上又は（一定）障害の父母
4	18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫又は（一定）障害の孫
5	60歳以上又は（一定）障害の祖父母
6	18歳に達する日以後の最初の３月31日までに間にある兄弟姉妹若しくは60歳以上又は（一定）障害の兄弟姉妹
7	55歳以上60歳未満の夫
8	55歳以上60歳未満の父母
9	同上祖父母
10	同上兄弟姉妹

但し、７，８，９，10については、60歳到達日まで支給停止

②受給資格者

遺族補償年金を受けることができる遺族を、遺族補償年金の受給資格者といいます。

受給資格者となり得るのは、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた「配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹」であって、妻以外の遺族については、「夫、父母、祖父母は55歳以上」、「子孫は18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にあること」、「兄弟姉妹は18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にあること又は55歳以上」であるか、又は労働者の死亡の当時一定の障害の状態にある者に限られます。

③給付基礎日額の計算

$$\frac{\text{算定事由発生日直前３ヶ月間の賃金総額}}{\text{３ヶ月間の暦日数}}$$

労災保険は、業務災害又は通勤災害による稼得能力の損失の回復、てん補を図るために各種保険給付を行っていますが、この場合の現金給付の算定の基礎となるのが給付基礎日額です。

労災保険給付の対象は稼得能力の損失にありますので、その現金給付の額の計算も当然、被災労働者の災害発生直前の稼得能力を基礎として行うこととなり、この災害発生直前の稼得能力が給付基礎日額として評定されているわけです。

④算定基礎日額の計算

$$\frac{\text{算定事由発生日直前の１年間のボーナス等特別給与の総額}}{365}$$

但し、特別給与の総額が
①給付基礎日額 × 365 × 20 / 100
②150万円を超えないときはいずれか低い額

算定基礎日額は、特別支給金のうち、障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金、遺族特別一時金、傷病特別年金（いわゆるボーナス特別支給金）の支給額の算定の基礎となる日額で、算定基礎年額を365で除して得た額とされています。

労災上積み補償制度（基本契約）の給付

留意点

（2）政府労災給付金額の計算例

（事例１．２．３の遺族は死亡労働者の収入により生計が維持されていたと仮定）

事例１
　被災者は、業務災害で死亡、遺族は35歳の妻および10歳の子供１人で給付基礎日額10千円、算定基礎日額２千円とします。

給付額は次のとおりです。

◎遺族（補償）年金	給付基礎日額10千円 × 201日 ＝	2,010千円・・・①
◎埋葬料	315千円 ＋（10千円 × 30日）＝	615千円・・・②
◎遺族特別支給金		3,000千円・・・③
◎遺族特別年金	算定基礎日額２千円 × 201日 ＝	402千円・・・④
初年度給付金	① ＋ ② ＋ ③ ＋ ④ ＝	6,027千円
２年度目以降の給付金	① ＋ ④ ＝	2,412千円

事例２
　被災者は、通勤災害で死亡、遺族は56歳の妻および26歳の子供１人で給付基礎日額10千円、算定基礎日額２千円とします。

◎遺族年金	給付基礎日額　10千円 × 175日 ＝	1,750千円・・・①
◎埋葬料	315千円 ＋（10千円 × 30日）＝	615千円・・・②
◎遺族特別支給金		3,000千円・・・③
◎遺族特別年金	算定基礎日額　２千円 × 175日 ＝	350千円・・・④
初年度給付金	① ＋ ② ＋ ③ ＋ ④ ＝	5,715千円
２年度目以降の給付金	① ＋ ④ ＝	2,100千円

事例３
　被災者（30歳）は、業務災害で死亡、独身、父63歳、母60歳で給付基礎日額10千円、算定基礎日額２千円とします。

◎遺族（補償）年金	給付基礎日額　10千円 × 201日 ＝	2,010千円・・・①
◎埋葬料	315千円 ＋（10千円 × 30日）＝	615千円・・・②
◎遺族特別支給金		3,000千円・・・③
◎遺族特別年金	算定基礎日額　２千円 × 201日＝	402千円・・・④
初年度給付金	① ＋ ② ＋ ③ ＋ ④ ＝	6,027千円
２年度目以降の給付金	① ＋ ④ ＝	2,412千円

（3）労災上積み補償制度の支給事例

５口加入の場合

◎死亡給付金　800万円（１口）×　５口　＝　4,000万円
◎死亡災害付帯費用給付金　200万円（１名について）
※　死亡災害付帯費用給付金は、加入口数に応じて下記の金額が支給されます。

加入口数		
	１～２口	100万円
	３～４口	150万円
	５～６口	200万円

４口加入の場合

◎死亡給付金　800万円（１口）×　４口　＝　3,200万円
◎死亡災害付帯費用給付金　150万円（１名について）

６口加入の場合

◎死亡給付金　800万円（１口）×　６口　＝　4,800万円
◎死亡災害付帯費用給付金　200万円（１名について）

業務上災害・通勤災害が発生した場合の政府労災からの給付

区　分	保　険　給　付	特　別　支　給　金
Ⅱ 後遺障害の場合	（１）障害（補償）年金又は障害（補償）一時金	（１）障害特別支給金 障害（補償）年金もしくは、障害（補償）一時金の受給権者に対し、次の一時金

障害等級	給付額	障害等級	給付額
１級	342万円	８級	65万円
２級	320万円	９級	50万円
３級	300万円	10級	39万円
４級	264万円	11級	29万円
５級	225万円	12級	20万円
６級	192万円	13級	14万円
７級	159万円	14級	8万円

（２）障害特別年金・一時金

障害（補償）年金もしくは、障害（補償）一時金の受給権者に対し、次の年金もしくは一時金

①障害（補償）年金

障害等級	給付額（年金）
１級	給付基礎日額の313日分
２級	〃　277日分
３級	〃　245日分
４級	〃　213日分
５級	〃　184日分
６級	〃　156日分
７級	〃　131日分

①障害特別年金

障害等級	給　付　額
１級	算定基礎日額の313日分
２級	〃　277日分
３級	〃　245日分
４級	〃　213日分
５級	〃　184日分
６級	〃　156日分
７級	〃　131日分

②障害（補償）一時金

８級	給付基礎日額の503日分
９級	〃　391日分
10級	〃　302日分
11級	〃　223日分
12級	〃　156日分
13級	〃　101日分
14級	〃　56日分

②障害特別一時金

８級	算定基礎日額の503日分
９級	〃　391日分
10級	〃　302日分
11級	〃　223日分
12級	〃　156日分
13級	〃　101日分
14級	〃　56日分

Ⅱ　後遺障害

業務上の災害等により一定の障害が残った場合には、障害等級に応じた障害給付金が支給されます。被災者１名、１口あたりの障害給付金は、Ⅰ型（障害等級１級から７級まで）とⅡ型（障害等級１級から14級まで）の２種類から選択できる仕組みとなっています。

（１）給付対象者

死亡の場合と同様です。

（２）給付内容

①障害給付金（被災者１名、１口あたり）

区　分		Ⅰ型	Ⅱ型
障害等級	１級	1200万円	1200万円
	２級	1200万円	1200万円
	３級	1200万円	1200万円
	４級	700万円	700万円
	５級	600万円	600万円
	６級	500万円	500万円
	７級	400万円	400万円
	８級		300万円
	９級		200万円
	10級		100万円
	11級		80万円
	12級		60万円
	13級		40万円
	14級		20万円

②障害災害付帯費用給付金

	加入口数		
	１～２口	３～４口	５～６口
障害１～７級	20万円	35万円	50万円
障害８～14級	10万円	20万円	30万円

業務災害等が発生した場合、事業主が通常負担する費用（見舞金、再発防止対策費など）として、事業主へ被災者１名につき加入口数に応じて上記金額が一律支給されます。

Ⅱ 後遺障害の場合

（2）障害（補償）年金差額一時金制度

障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合は、その者に支給された障害年金及び障害前払一時金（社会復帰による一時的資金需要を考慮して、一定額まで障害（補償）年金を一括払いする制度）の額の合計額が下表の額に満たない場合は、その差額が一時金として支給されます。

障害（補償）年金差額一時金

障害等級	障害（補償）年金差額一時金
第１級	給付基礎日額の1,340日分
第２級	給付基礎日額の1,190日分
第３級	給付基礎日額の1,050日分
第４級	給付基礎日額の　920日分
第５級	給付基礎日額の　790日分
第６級	給付基礎日額の　670日分
第７級	給付基礎日額の　560日分

障害特別年金差額一時金

障害等級	障害特別年金差額一時金
第１級	算定基礎日額の1,340日分
第２級	算定基礎日額の1,190日分
第３級	算定基礎日額の1,050日分
第４級	算定基礎日額の　920日分
第５級	算定基礎日額の　790日分
第６級	算定基礎日額の　670日分
第７級	算定基礎日額の　560日分

留意点

③事故解決費用等支援給付金

１名１災害	100万円（１口あたり）	最大600万円（６口）

業務災害等に伴う被災者やご遺族の方との損害賠償責任に関する解決のために支出される示談交渉、和解、訴訟の弁護士費用等及び賠償金について実費額に応じて支給されます。

（３）労災上積み補償制度における障害給付金の支給事例

Ⅰ型５口加入し障害等級２級で和解費用を要した場合

◎障害給付金（障害等級２級）
1,200万円（１口）× ５口 ＝ 6,000万円
◎障害災害付帯費用給付金　50万円
◎事故解決費用等支援給付金　100万円 × ５口 ＝ 500万円（最大）

Ⅰ型４口加入し障害等級７級で和解費用を要しない場合

◎障害給付金（障害等級７級）
400万円（１口）× ４口 ＝ 1600万円
◎障害災害付帯費用給付金　35万円（１名について）

Ⅰ型６口加入し障害等級８級で和解費用を要しない場合

◎障害給付金は、１級から７級までの障害等級を補償するⅠ型の加入のため、障害等級８級については支給されません。
◎１級から14級までの障害について補償されるⅡ型に加入されている場合には、障害給付金（障害等級８級）として1800万円（300万円（１口）× ６口）、障害災害付帯費用給付金として30万円が支給されます。

Ⅰ型５口加入し障害等級10級で和解費用を要しない場合

◎障害給付金は、１級から７級までの障害等級を補償するⅠ型の加入のため、障害等級10級については支給されません。
◎１級から14級までの障害について補償されるⅡ型に加入されている場合には、障害給付金（障害等級10級）として500万円（100万円（１口）× ５口）、障害災害付帯費用給付金として30万円が支給されます。

労災上積み補償制度は、障害等級第１級から３級までは、死亡給付金を上回る給付額となっており、被災者の実態を考慮して給付額を定めています。

業務上災害・通勤災害が発生した場合の政府労災からの給付

政府労災給付金額の計算例

事例４
　被災者は、業務災害で障害等級２級、給付基礎日額10千円、算定基礎日額２千円とします。

給付額は次のとおりです。

◎障害（補償）年金	給付基礎日額	10千円	×	277日	＝	2,770千円	・・・①
◎障害特別支給金						3,200千円	・・・②
◎障害特別年金	算定基礎日額	２千円	×	277日	＝	554千円	・・・③
初年度給付金		① ＋ ② ＋ ③			＝	6,524千円	
２年度目以降の給付金		① ＋ ③			＝	3,324千円	

事例５
　被災者は、業務災害で障害等級７級、給付基礎日額10千円、算定基礎日額２千円とします。

◎障害（補償）年金	給付基礎日額	10千円	×	131日	＝	1,310千円	・・・①
◎障害特別年金						1,590千円	・・・②
◎障害特別年金	算定基礎日額	２千円	×	131日	＝	262千円	・・・③
初年度給付金		① ＋ ② ＋ ③			＝	3,162千円	
２年度目以降の給付金		① ＋ ③			＝	1,572千円	

事例６
　被災者は、業務災害で障害等級８級、給付基礎日額10千円、算定基礎日額２千円とします。

◎障害（補償）一時金	給付基礎日額	10千円	×	503日	＝	5,030千円	・・・①
◎障害特別支給金						650千円	・・・②
◎障害特別一時金	算定基礎日額	２千円	×	503日	＝	1,006千円	・・・③
給付金の合計		① ＋ ② ＋ ③			＝	6,686千円	

事例７
　被災者は、通勤災害で障害等級10級、給付基礎日額10千円、算定基礎日額２千円

◎障害一時金	給付基礎日額	10千円	×	302日	＝	3,020千円	・・・①
◎障害特別支給金						390千円	・・・②
◎障害特別一時金	算定基礎日額	２千円	×	302日	＝	604千円	・・・③
給付金の合計		① ＋ ② ＋ ③			＝	4,014千円	

留意点

オプション2【任意加入】使用者賠償責任（有期事業）

貴社が負担する損害賠償金および解決のための訴訟費用等をお支払いします！

（1）補償対象となる方（被保険者）

①元受・下請すべての工事で働く労働者
②下請業者政府労災特別加入者

（2）給付金額

以下の３つのプランからお選びいただけます。

１名１災害あたり	Aプラン	Bプラン	Cプラン
	１億円	5,000万円	3,000万円

※政府労災保険等からの保険給付を超える額の損害賠償金および訴訟費用等を上記給付金額を限度として貴社にお支払いします。
※賠償金の給付は、政府労災の認定が必要となります。
業務災害（通勤災害を除く）に伴う被災者やご遺族の方との損害賠償金および損害賠償責任の解決のために支出する示談交渉、和解、訴訟の弁護士費用等についての事故解決費用等支援給付金の上乗せ分として補償します。

業務上災害・通勤災害が発生した場合の政府労災からの給付

区　分	保　険　給　付	特　別　支　給　金
Ⅲ **療養が長期化し、1年6ヶ月を経過した日以降** ア治癒していないこと イ所定の傷病等級に該当することになった場合、休業（補償）給付に代えて、傷病（補償）年金が支給されます。	◎傷病（補償）年金 傷病等級 ／ 給付額 1級　給付基礎日額の313日分 2級　〃　277日分 3級　〃　245日分 ※傷病等級が第1級または第2級の胸腹部臓器、神経系統・精神の障害があり、現に介護を受けている方は、介護（補償）給付を受給することができます。	◎傷病特別年金 傷病等級 ／ 給付額 1級　算定基礎日額の313日分 2級　〃　277日分 3級　〃　245日分 ◎傷病特別支給金（一時金） 1級　114万円 2級　107万円 3級　100万円

区　分	保　険　給　付
Ⅳ **療養の場合**	原則として療養の給付とされています。 療養の給付の範囲は 診察、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術その他の治療、入院などの傷病を治すために必要な医療上の措置、訪問看護事業者が行う訪問看護などのうち、労災保険が必要と認めるものの他、被災者を自宅から病院や診療所へ、あるいは病院や診療所から他の医療機関へ移送する費用も含まれています。

Ⅲ　傷病（補償）年金

労災保険法に基づく政府労災において給付される傷病（補償）年金に相当する給付は、当会の労災上積み補償制度では、対象となっておりません。

Ⅳ　入院見舞金

（１）労災保険法に基づく政府労災から支給される療養（補償）給付では、病院又は診療所への入院の費用は支給されますが、入院見舞金の制度はありません。

政府労災を補完する当会の労災上積み補償制度では、Ⅰ型、Ⅱ型いずれの場合にあっても入院日数により５万円・10万円の入院見舞金が支給されます。

（加入口数に関係なく下表の給付額のお支払いとなります）

入院日数	給付額
５日以上20日未満	５万円
20日以上	10万円

（２）労災上積み補償制度における入院見舞金の支給事例

業務災害により被災者が60日間入院の場合

◎入院見舞金　10万円

業務上災害・通勤災害が発生した場合の政府労災からの給付

区　分	保　険　給　付	
V 休業の場合	◎休業（補償）給付 賃金を受けない日の４日目から、１日につき給付基礎日額の100分の60	◎休業特別支給金 休業（補償）給付の支給対象日について、１日につき給付基礎日額の100分の20

休業（補償）給付は、療養中の労働者の生活補償を目的とするもので、労働者が次に掲げる条件のすべてを備えている場合に支給されます。

①業務上又は通勤による負傷又は疾病のため療養していること。

②その療養のために労働することができないこと。

③労働することができないため賃金を受けていないこと。

休業（補償）給付は、労働者の業務上の傷病による休業が４日以上にわたる場合において、４日目以降の休業について支給され、その額は、休業１日につき給付基礎日額の60%とされています。

なお、３日間の待機期間については、業務上の傷病に基づく休業の場合は使用者が平均賃金の60%に当たる労働基準法上の休業補償を行うことになりますが、通勤による傷病に基づく休業の場合には、補償を行う必要はありません。

また、休業（補償）給付の受給者には給付基礎日額の20%の休業特別支給金が支給されます。

Ⅴ　休業（オプション１【任意加入】休業補償特約）

当会の労災上積み補償制度では、休業補償は基本契約の内容となっていませんが、特約による加入申込で政府労災の給付対象となる業務災害又は通勤災害による休業損害について補償対象とすることができます。

（１）給付対象者と給付内容

<table>
<tr><th rowspan="2">給付対象者</th><th colspan="3">給付内容</th></tr>
<tr><th>免責日数</th><th>支払対象期間</th><th>給付限度日数</th></tr>
<tr><td>①元受・下請すべての工事で働く労働者</td><td rowspan="5">３日</td><td rowspan="4">３年</td><td rowspan="4">1092日</td></tr>
<tr><td>②継続事業（直接雇用している労働者）</td></tr>
<tr><td>③政府労災特別加入者</td></tr>
<tr><td>④下請業者特別加入者</td></tr>
<tr><td>⑤政府労災未加入者</td><td>２年</td><td>730日</td></tr>
</table>

※休業期間の認定は、政府労災保険の認定に従います。
　ただし、政府労災保険未加入者に係る認定は、当互助会にて行います。

（２）給付金額

次の３つのパターンから選択することができます。

休業給付（１日あたり）	Ａパターン	Ｂパターン	Ｃパターン
	2,000円	3,000円	5,000円

業務上災害・通勤災害が発生した場合の政府労災からの給付

区　分	保　険　給　付		
Ⅵ 介護（補償）給付	該当する方の具体的な障害の状態		保　険　給　付　額
介護を受けている場合	常時介護	①精神神経・胸腹部臓器に障害を残し、常時介護を要する状態に該当する方（障害等級第１級３・４号、傷病等級第１級１・２号） ②・両眼が失明するとともに、障害又は傷病等級１級・２級の障害を有する方 ・両上肢及び両下肢が亡失又は用廃の状態にある方など①と同程度の介護を要する状態である方	介護の費用として支出した額（ただし、104,290円を上限とします。）が支給されます。 ただし、親族又は友人・知人の介護を受けているとともに、介護の費用を支出していない場合又は介護の費用として支出した額が56,600円を下回る場合は、一律定額として56,600円が支給されます。 介護の費用を支出しており、その額が56,600円を上回る場合には、その額が支給されます。
	随時介護	①精神神経・胸腹部臓器に障害を残し、随時介護を要する状態に該当する方（障害等級第２級２号の２・２号の３、傷病等級第２級１・２号） ②障害等級第１級又は傷病等級第１級に該当する方で、常時介護を要する状態ではない方	介護の費用として支出した額（ただし、52,150円を上限とします。）が支給されます。 ただし、親族又は友人・知人の介護を受けているとともに、介護の費用を支出していない場合又は介護の費用として支出した額が28,300円を下回る場合は、一律定額として28,300円が支給されます。 介護の費用を支出しており、その額が28,300円を上回る場合には、その額が支給されます。
支給を除く期間	①障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第５条第12項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している間（同条第６項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） ②障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として厚生労働大臣が定めるものに入所している間 ③病院又は診療所に入院している間		

留意点

Ⅵ　介護（補償）給付

当会の労災上積み補償制度においては介護（補償）給付の制度はありません。